

令和4年10月改正

育児・介護休業法 対応セミナー

参加費
無料
(個別相談あり)

- ✓ 企業が取り組むべきこと
- ✓ 社会保険料免除ルール変更など実務対応のポイント
- ✓ 育児・介護休業規程改正のポイント

男女ともに仕事と育児を両立できるように、令和4年4月1日から段階的に育児・介護休業法が施行されています。法改正による新たな制度の創設などもあり、今後男性の育児休業取得者は増加することが見込まれています。

現在、貴社では対応を進められていますか？本セミナーは、複雑な10月施行を目前に控え、法改正の理解に不安のある方や、法施行前に改めて確認をしておきたい方にお役立ていただける内容となっております。今までの制度とどのように異なるのかなど、余すことなくお伝えします。



講師 **糺谷 博和 氏**

糺谷社会保険労務士事務所 代表
株式会社 隔転 代表取締役

日時 2022年 **9月8日(木)** 14時～16時

場所 **守山商工会議所** 定員 **20名**

申込方法 下記申込書に所定事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。(当所ホームページからもお申込みいただけます)

お問合せ先 守山商工会議所 中小企業相談所(担当：山根)
TEL：077-582-2425 FAX：077-582-1551
mail：yamane@moriyama-cci.or.jp



守山商工会議所HP



参加者を対象に、9月14日(水)13時～個別相談を実施いたします。



産後パパ育休
(出生時育児休業)の
創設についても
お話しします

このようなお悩みをお持ちの方に**おすすめ**です！

- ◆法改正内容の理解に自信がない
- ◆会社としてどのようなことに取り組めばよいかわからない
- ◆法改正に合わせた育児・介護休業規程の整備をしたい

育児・介護休業法対応セミナー申込書(9/8)

FAX：077-582-1551

事業所名			
事業所住所			
参加者名	TEL FAX	TEL FAX	() ()
参加者名	メールアドレス		

※ご記入いただいた個人情報は適切に管理するとともに、本セミナー開催の目的にのみ使用致します。